

一時用開始届(新設・既設)	様－ 8
一時用中止届(新設・既設)	様－ 9
新設の集合住宅について	様－10
集合住宅の検針に関する業務契約	
契約書①(直読式メーター設置)	様－11
契約書②(集中検針盤設置)	様－13
各戸メーター取付内訳書	様－15
本管布設要望書	様－16
給水装置設置工事に関する誓約書	様－17
寄付採納願	様－18
受水槽容量及び口径決定計算書(様式例)	様－19
口径決定計算書(水理計算書)(様式例)	様－20
指定給水装置工事事業者の申請に関する確認事項及び提出書類	様－21
指定給水装置工事事業者指定申請書	様－22
機械器具調書	様－24
誓約書	様－25
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	様－26
指定給水装置工事事業者証交付申請書	様－27
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	様－28
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	様－29
誓約書(既設引き込み管利用)	様－30

水道工事を施工する際に提出する書類について

【給水装置工事】

- ・専用住宅でφ13・20mmの場合　《事前申請不要》
 必須　（　2　3　④　⑤　6　）
 水栓数が8～10まででφ13mmメーターを使用したい場合、
 または水栓数が16～18まででφ20mmメーターを使用したい場合　（　9　）
 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合　（　10　⑪　）
 既設の井戸配管を再利用する場合　（　15　）
 既設引き込み管を利用する場合　（　19　）
- ・共同住宅の場合　《事前申請が必要》
 必須　（　1　2　3　④　⑤　6　）
 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合　（　10　⑪　）
 貯水槽を設置する場合　（　⑫　⑬　）
 貯水槽を設置しない場合　（　8　）
 共用栓のメーターがある場合　（　7　）
 出入口がオートロックの場合　（　⑭　）　もしくは合鍵の貸出
 大メーターを採用する場合　（　7　）
 既設引き込み管を利用する場合　（　19　）
- ・事業所の場合　《事前申請が必要》
 必須　（　1　2　3　④　⑤　6　7　）
 既設メーターが無い場所で一時用水を使用する場合　（　10　⑪　）
 貯水槽を設置する場合　（　⑬　）
 貯水槽を設置しない場合　（　8　）
 既設引き込み管を利用する場合　（　19　）

- 【開発等に伴う配水管（水道本管）工事】　《事前協議が必要》
 必須　（　16　⑰　⑱　）

※（）内の番号に該当する書類の提出が必要であり、○で囲まれた番号の書類は竣工時提出。

書類一覧	
No.	書類名
1	上水道給水について（申請）（位置図・図面等も添付）
2	給水装置工事申込書（位置図・図面等も添付）
3	給水装置工事使用資材一覧表
4	竣工検査届
5	上水道使用開始申請書
6	誓約書（止水栓より敷地側の管理）
7	契約書（日当たり使用水量の契約）
8	念書（貯水槽設置について）
9	誓約書（水圧・水量の不足）
10	一時用開始届
11	一時用中止届
12	集合住宅の検針に関する業務契約（2部提出後に1部返却）
13	貯水槽設置届
14	暗証番号報告書
15	私有施設配管利用願
16	工事施工承認申請書（位置図・図面等も添付）
17	竣工検査届（変更があれば図面等も添付）
18	寄付採納願（位置図・最終図面等も添付）
19	誓約書（既設引き込み管利用）

新 宮 町 水 道 加 入 金

・水道利用加入金とは・・・

新宮町では町民の暮らしに欠くことの出来ない水を確保するために絶えず多額の費用をかけて水道施設の整備・拡充を行っています。そこで、この費用の一部を水道利用者にも負担していただくのが水道利用加入金という制度です。

この加入金は、水道の新設や口径を大きくする場合、申し込みの際に納めていただくもので加入金と水源補強費からなっています。

※水道の新設や改造をする場合、別途調査手数料がかかります。

加入金(口径別)

量水器口径	金額(消費税抜)
13mm	100,000 ①
20mm	150,000 ②
25mm	230,000 ③
30mm	410,000 ④
40mm	700,000 ⑤
50mm	1,250,000 ⑥

調査手数料(非課税)

水道メーター口径	金額
13mm	1,000 ⑨
20mm以上	10,000 ⑩

水源補強費

契約水量及び戸数	金額(消費税抜)	備考
1戸	200,000 ⑦	水道メーター口径13mmで、 1日当たりの使用水量が2m ³ 未満の場合
1m ³ 当たり	158,000 ⑧	1日当たりの使用水量2m ³ ／日以上 最少契約水量2m ³

付記 契約水量2m³／日以上の場合、契約書(別紙)を結ばなければならない。

戸建専用住宅の場合

※消費税率は令和元年10月1日現在

【13mm】	加入金(税抜) 100,000 ① + 水源補強費(税抜) 200,000 ⑦ + 消費税 30,000 + 調査手数料 1,000 ⑨ = ¥331,000
【20mm】	加入金(税抜) 150,000 ② + 水源補強費(税抜) 316,000 (158,000 ⑧ × 2m³) + 消費税 46,600 + 調査手数料 10,000 ⑩ = ¥522,600

誓 約 書

新 宮 町 長 殿

下記の場所の給水装置工事の申請について、町からは給水引き込み管の更新を推奨されましたが、経済性等の自己都合により既設給水引き込み管を再利用いたします。

尚、既設給水引き込み管を再利用する場合、新設よりも、漏水リスクが高くなることを理解しており、給水装置工事期間内(工事申込書提出後から竣工検査済証発行まで)で漏水事故が発生した際は、給水装置工事によるものとし、当方にて修理をいたします。また、給水装置工事竣工後についても、町が施工する復旧工事および断水することに対して異議申し立てしないものとします。

※ 給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
(水道法第三条第9項から抜粋)

記

設置場所 福岡県糟屋郡新宮町【 】

工事事業者

既設管の管種と口径 管種: 口径: ϕ m/m

※特記事項

- ・当該地または建物の売買・譲渡が行われた場合、この事項を次の所有者に説明し引き継ぎます。

年 月 日

申込者住所

申込者氏名 印